

繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示案

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、繊維製品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	別表第六（第六条関係）				改正後
	「略」	合成繊維 ポリアクリル ニトリル系合 成繊維	アクリルニトリルの質 量割合が八十五パーセ ント以上のもの	アクリル モダクリル	指定用語
別表第六（第六条関係）				改正前	
「同上」	合成繊維 ポリアクリル ニトリル系合 成繊維	アクリルニトリルの質 量割合が八十五パーセ ント以上のもの	アクリル系	指定用語	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和●年●月●日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和●年●月●日までの間に繊維製品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。